

駐車場が有料に 舞鶴赤十字病院と市民病院

舞鶴赤十字病院の改修工事完了に伴い、駐車場は市民病院と一体的に管理し、有料（ゲート設置）になります。

また、伊佐津川沿いの出入口は閉鎖します。ご理解をお願いします。

【実施日】4月1日(水)から

【料金】◇30分間は無料 ◇6時間までは100円

※6時間を超えた場合、1時間ごとに100円加算

※24時間1,000円が上限

▶詳しくは、舞鶴赤十字病院（☎75・8046）か市民病院（☎60・9020）へ。



狂犬病予防注射

【日程】◇西・加佐地区…4月13日(月)～16日(木)

◇東・中地区…4月20日(月)～23日(木)

【場所】市内の集会場など70か所

【対象】生後91日以上の子犬

【料金】◇登録犬…3,200円

◇未登録犬…6,200円

※未登録犬の料金には登録手数料も含む

▶詳しくは、生活環境課（☎66・1005）へ。



育英資金を支給

高校や大学などに進学した人で、経済的な理由により修学が困難な場合に育英資金を支給します。

【支給要件】◇修学支援金・奨学金…高校など：市民税非課税世帯（府の高校生給付型奨学金の受給世帯を除く）

◇通学費補助金…高校など：低所得世帯（生活保護基準の1.3倍以内）または市民税非課税世帯（生活保護世帯は除く）

◇入学支度金（今春入学者のみ）…高校など：市民税非課税世帯、大学・専修学校：市民税非課税世帯または低所得世帯

【申請方法】6月30日(火)までに所定の用紙（学校教育課、西支所、加佐分室に備え付け）で。

▶詳しくは、学校教育課（☎66・1072）へ。

舞鶴勤労者福祉会館の名称変更

京都府立舞鶴勤労者福祉会館は、4月1日(水)から「舞鶴市西地区多機能施設」に名称が変わります。施設管理者も京都府から舞鶴市に変更。利用方法や料金はこれまでと変わりません。

▶詳しくは、西支所総務係（☎75・2250）へ。

斎場からのお知らせ

斎場をご利用の際は、「舞鶴市斎場利用のご案内」で利用方法をご確認ください。特にお棺の中に入れる副葬品は極力少なくするようにしてください。

また、火葬から収骨までの間、待合ホールでは飲食を伴う利用もできます。他の利用者への配慮、ごみの持ち帰り、後片付けなど利用方法を確認の上ご利用ください。

▶詳しくは、斎場（☎63・6788）へ。

公民館で飲食が可能に 5月1日から

市内の各公民館ではこれまで、学習の場であることから施設内での飲食をお断りしてきました。しかし利用者の皆さんの要望や社会教育施設のあり方について検討された社会教育委員からの「人々の交流を促進する飲食を可能とするべき」との答申を踏まえ、5月1日(金)から会議等の利用に伴う飲食を可能とすることとしました（ただし、飲食を主な目的とする場合の利用はできません）。

利用にあたっては部屋が汚れないように、また他の利用者に迷惑がからないようにお願いします。飲食により発生したごみは、必ず自らで持ち帰ってください。

▶詳しくは、中央公民館（☎62・0400）か各公民館へ。

文化財や伝統行事の保全事業を補助

地域の中で守られてきた文化財や伝統行事を後世に継承していくための事業を補助します。詳細は次のとおり。

【内容】◇文化財の修理 ◇収蔵庫の設置・修繕
◇芸能備品の購入・修繕 ◇伝統行事や芸能の記録
◇伝承教室の開催 ◇説明板の設置

【申し込み方法】各自治会長あてに送付する申請書に必要事項を記入し、5月22日(金)までに社会教育課へ。

▶詳しくは、社会教育課（☎66・1073）へ。

クレインブリッジのライトアップ

【日時】4月1日(水)～5月6日(祝) 日没後30分～21時

▶詳しくは、土木課（☎66・1053）へ。



固定資産税の納税通知書を送付

市内に土地や家屋などを所有している人に、平成27年度固定資産税の納税通知書を送付します。課税内容は同封の課税明細で確認を。

《郵便局やコンビニでの納付》

固定資産税は、近畿2府4県のうち銀行や郵便局、全国のコンビニ各店舗でも納付できます（30万円を超える納付はコンビニでは不可）。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。

固定資産の価格などの縦覧 4月30日まで

所有している固定資産と市内の土地・家屋の価格が比較できる「固定資産縦覧帳簿」を見ることができます。同帳簿（土地）には所在地・地目・地積・評価額、同帳簿（家屋）には所在地・用途・床面積・構造・家屋番号・評価額が記載。

【期間】4月30日(木)までの平日、8時30分～17時

【場所】税務課

【縦覧対象者】固定資産税（土地・家屋）の納税者本人か委任状を持った代理人

◆価格に不服がある場合

固定資産税の価格に不服がある場合は、審査を申し出ることができます。期間は納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内。

◆課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は土地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。免許証などの本人確認ができるものが必要。代理人は委任状、借地・借家人は契約が確認できる書類が必要。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。

ふるさと舞鶴あぐりブランドに佐波賀だいこん

農産物や加工品で舞鶴をPRする「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨制度」の推奨品が新たに決定（併せて13品目更新）。これで推奨品は合計28品となりました。推奨品申し込みは通年で受付中。

【新規推奨品】

◆佐波賀だいこん

◆生産者…佐波賀だいこん生産者部会

◆特長…江戸時代から栽培されている京の伝統野菜。葉の栄養が豊富で抗酸化性が高く、がん予防に効果があるといわれている辛味成分が多く含まれる。味に加え機能性も注目されている。

▶詳しくは、農林課（☎66・1023）へ。



平成25年台風18号の被災者住宅再建を支援

【対象】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

【対象経費】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】対象経費の3分の1

【補助金の限度額】

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。平成27年度の申請は来年1月29日(金)まで。報告は2月29日(月)までに行ってください。

▶詳しくは、住宅・営繕課（☎66・1050）へ。

災害危険区域の追加指定

市では「舞鶴市災害危険区域に関する条例」に基づき、下図の地区を新たに災害危険区域に指定します。

災害危険区域とは、国土交通省が進める由良川水防対策と併せ、平成18年度から条例を制定し順次指定している区域。指定された地域では、条例に基づき住宅の建築が規制されます（倉庫や車庫・店舗などは非該当）。

▶詳しくは、国・府事業推進課（☎66・1047）へ。



観光産業育成支援事業補助金

観光産業推進とまちの活性化を目指し、積極的な取り組みを行う事業者を応援します。限度額は20万円。

【対象者】◇（一社）舞鶴観光協会の会員

◇（同）まいづる広域観光公社の社員

◇（一社）舞鶴観光協会から推薦を受けた団体か個人

【対象事業】◇土産品開発や販路拡大事業◇外国人観光客誘致促進事業◇ホームページやパンフレット作成などのおもてなし向上事業など

▶詳しくは、観光商業課（☎66・1024）へ。